

3/17以降の会員指導について

令和2年分所得税及び消費税の申告期限延長に伴い下記の通り対応します。

- 3/16は事務局業務をお休みします。
- 3/17以降、会場や指導人員の確保が難しいことから、3/17～4/15の間は規模縮小の予約制にて指導を行います。予約が定員となった際は当会での指導は行えません。

なるべく3/15までの予約指導をお受けいただきますようお願いいたします。

所得税指導予約はWEBまたはお電話にて、消費税や記帳などの指導はお電話にてご予約のうえご来所をお願いします。

※ご注意

- 税理士による電子申告代理送信は行いませんので、青色申告特別控除65万円の適用にはマイナンバーカードと署名用電子証明書の暗証番号(6桁～16桁)が必要になります。
- 4月は土曜日の決算申告指導は行いません。また、4月以降の指導には新年度会費が必要になります。